

佐久間象山「佐久間象山真翰」

〔年不詳〕 1月18日

(1段目)

尔来渴飢無已じらいかつきやむなく罷在候処に、揆はからす御墜

簡にて御近況しょうじつ詳悉慰傾企候、殊に御芳情ほうじょう

を以て何よりの兩種御惠贈けいぞうちょうじょう重疊感銘

服佩不淺奉存候、偕昨年ほくどう北堂君御不幸の

義も其頃伝聞、少時老先生御門籍の末に

相加り御教導奉願候、以来何かと蒙御厚情候

義等存し出て不勝痛惋、兄台けいだい平日の御孝

思おぼ嚙々可有御傷悼御座奉推察候、右拝弔も

此節柄不任心底、乍存御無音申上候、幸に

御原諒げんりょう可被下候、此度は誠に幸便こうべんに付いさゝか

御牌前への御供もの仕度候、乍憚可然こいねがい奉冀候、

小弟近来の様子をも御存問を蒙り難有奉存候、

長々の屏居にて細読深思多々發明も

可有之と蒙仰候所、箇様罷在候ても家内も候故、

存外に俗事も有之、单身山中に隠れ候様には

参り不申、乍去此度屏居以来の如く、昼夜

読書にのみ打かゝり候事、二十年来曾て無之、

夫故に得益の筋も右に準し、何かと少々宛は

有之候、乍然悉皆御流義違ひの事のみ候は、

御一咲いっしやう可被下候、一昨年かの墨戯も白井にて

入電矚候よし被仰下、御過奨かしょう恐入奉存候、扱又

高作数首御録示、不相替面白く拝見仕候、

潤色じゆんしよくの義も被仰下候に就き、聊か管見かんけんを附し

完趙かんちやう仕候、御取舍は唯命のまゝに奉存候、但し御得

所も無之被加令齒候事、御残念と申す御一言も

(2段目)

御座候に付、態々わざわざぐそん愚存申上度候義は、此度の御作に限らず、

是までの佳什かじゅうとても清麗せいれいの調の愛すへからさる

には無之候へとも、憾むる所は御自分ものに無之、畢竟
借りものゝ如きを免かれられす候かと奉存候、何分も

今一と御工夫を被加篇々御自分ものに相成候様

奉望候、在心為志發言為詩とも詩言乎性情

者とも申候へは、いか様巧を極め調を調へ候とても、
借もの拵へものにては真詩とは難申候、山寺などの

詩字句の間には、甚可議作も有之候へとも、自分ものに
御座候故に見るへき所多く候、是細故にあらず、

御猛省所祈御座候、儲尚申上度一事は、御録

示の高作御旧作も御座候様には候へとも、又近日の御作も御座候様被存候、喪に居て詩を作ると申事、礼俗に在て決して有之ましき事に奉存候、兄台御忌は御明け候へとも、未だ御喪服中に御座候、しかして御詩作等御座候義、甚然るへからず、妻を喪ひ人

まゝ悼亡とうぼうの詩を賦し候へとも、喪服中にて作り候と申は、千百首中一首も無之、皆服を脱し候後の事にて候、況や親喪中に於て月を呵し風を罵り吟哦

諷詠御座候ては、大に礼経もとに戻り候事と奉存候、当今の薄俗やや稍書やを読み候事を知り候ものと雖も服忌の事を弁へす、往々忌を喪と心得服と申すことの何事たるを知らず、忌明の後は既に

喪を除き候様に存し服穢ぶくえ改と申より外は平常と

同じ事に心得候は無慙むざんなる事と奉存候、
公議儒官
の筆頭たる

林氏をはしめ既に如此に候へは、そもそも抑武家の礼は、多く軍礼
其他怪しむに足らず候か

を用ひ候か多く候、忌と申事にしへに見えず、今にも無之事に候へとも、輓近ばんきん武家の代と成り、即ち礼の既祥きしやう従兵革之事の文に拠て制度を被立候

事と被存候、軍国にて

天朝の如く父母の喪に候へはとて、人々十三ヶ月の期の

喪を服し候様にては、

父母の喪三年と申は漢土の制、
本邦は期の喪を服すること礼也

事欠け候

事多く候故に礼文を斟酌しんしやくし、且神国と申所より

穢を忌む事に定め、親疏の等級に従ひ其日数

を限り、その日数を経候へは、軍事政事共に辞し候

こと能はさる制を定められたる事に候へとも、其喪服の

間は家に居候へは、依然として喪服を身に着け候

事勿論に候、然る処世もますます澆季ぎょうきに進み、

喪服の制たに弁へぬことに成り行き候故に、遂に

その喪服中に在りなから忌と申すものたに明け候

へは、公然として嘉吉かきつの礼にもつらなり、人も亦咎め候

はぬ様に相成候事、嘆かはしく奉存候、兄台平日の

御学友とても、本藩其人に乏しからず候ひながら、

御喪服中御詩作等被成候ても、誰一人諫争候者

無之候事、嘆息に堪えず候、右故かねての御孝思と

雖も、其礼を失はれ候所に御心付も無御座候義と奉存、

何分黙し候に忍ひす申上候、御喪服中はとも角も

既に既祥云々の思食おぼしめしにて御職分の馭法ぎよほうに預り候

事の外は御遊戯の事、総て御やめ、御余暇も候はゞ、

御読書のみと被成候様奉存候、人倫の大事親喪

ほと重きは無之、経伝の明文本より御承知の事に御座候、左候へは無識の薄俗は兎まれ角まれ書を読み道理を講明し候ものに在ては、世の大経大法をは壊爛候はぬ様、有御座度奉存候、高稿返璧仕候に付き、御芳問御恵賜の拝謝旁如此御座候、書不尽意、千万心諒

二月十八日認已上

(展示箇所ここまで)

(4段目)

石州君瘍患其後如何候哉、積年之患一朝にして平癒候様には洋方と雖も不行届候へとも、劇痛を緩め精力を奮ひ気力を引立候位の事は容易に可有之、又其瘍と候も崑腫に無之候は、薬剤のみにて追々癒方にも可相成候、但崑と申ものに候ては、手術をかね候はねは不行届候、序に任せ及此義候、御話にて何分気の毒にも奉存候に付如此

高編聊管見を附し返璧仕候、御取捨唯命と奉存候

杏村君 台だいか下

大星 拝

(4段目別紙)

呵呼元同藩士佐久間修理 号を
象山

其人の遺簡、即ち吾妹婿竹村半蔵

号を
杏村 に贈るの返書なり、 杏村馬奉行を

奉職し、ぶんそう 文藻豊富詩賦を嗜み、しゆくしゆく 夙々

象山翁と親善、かんそう 故に諫争切々友愛の

情紙面に溢る、翁堂々たる破天の大

議論を嘖吐注告したる字句の書なり、

目今生存せる妹しん、杏村の後妻にして、

此書を保持し、みつぎのすけ 以て吾長子貢之助に

附与す、依て更に確実を証せんかため

茲に署名す

明治三十二年 旧松代藩士

六月 七十一翁 西村長雄^印

謹誌